

《別紙①》 令和5年度 神奈川県秦野市立大根小学校 いじめ防止指導等年間計画

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み			早期発見の取組み	早期対応の取組み	P D C A サイクル	各種委員会 担当グループ		
		行事	授業	特別活動						
				クラブ活動	学級活動（学年活動）	児童会活動				
1 学期	入学式・始業式（6日）			・自己紹介・学級づくり		相談窓口の周知		教務・学級担任		
	1年生を迎える会（14日）				・児童の主体的な関わり ・自己有用感の育成			児童会・学級担任		
	4児童支援委員会（18日）						今年度計画と基本方針、学校目標・教育目標への反映	児童支援委員会		
	PTA予算総会（28日） 学級懇談会	・保護者へのいじめ防止に向けた取組み説明	道徳 1-(3)善悪の判断・勇気 2-(2)思いやり・親切 3-(1)生命の尊重など、各学年の計画にのっとって、道徳心を養う。	(話し合い・当日の活動) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成。		家庭での状況確認 保護者の思いを聞く		教務・担任・学年等		
	5春の遠足（11日） 学校面談（12日、18日、26日、30日） 児童支援委員会（17日）	・コミュニケーション能力の育成				情報収集に基づく対応		教務・学級担任		
	いじめ対策委員会（中旬） 幼保小教育懇談会（7日）				情報収集に基づく対応			担任		
	6児童朝会（12日） 児童支援委員会（15日） 学校生活アンケート実施（中旬～下旬）			いじめをなくすためのスローガン作成・発表 ・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成		情報収集に基づく対応		児童会担当		
	児童支援委員会（5日） 幼小交流会（未定）	・異年齢交流を通した好ましい人間関係の育成			情報収集に基づく対応		児童支援委員会	学年		
	7情報モラル教室（中旬） 第一学期終業式（20日） 教育相談（21日～28日）		・スマホの使い方・マナー学習とともにネットいじめへの啓発（5年）		情報収集に基づく対応			児童支援委員会・担任担任		
	8教員対象研修会 始業式（29日）	・いじめ防止に関する研修会の設定		・学級としての振り返り	アンケート結果に基づく対応 家庭での状況確認 保護者の思いを聞く	情報収集に基づく対応		教務・担任		
2 学期	9幼保小交流会（未定） 修学旅行（5～6日） いじめ対策委員会（中旬） 児童支援委員会（13日）	・異年齢交流を通した好ましい人間関係の育成		・学級づくり		カウンセリングマインドを学ぶ校内教員研修		児童支援委員会		
	10あいさつ運動（2日～31日） 児童支援委員会（11日） 運動会（28日）							教務		
	11児童支援委員会（15日） 学校生活アンケート実施（下旬）							担当学年		
	いじめ対策委員会（下旬）							担当・学年等		
	12児童支援委員会（21日） 終業式（22日）							担任・学年等		
	1始業式（9日） 児童支援委員会（17日） いじめ対策委員会（下旬） 新入学児童保護者説明会（26日）	・保護者への学校生活に対する説明						いじめ対策委員会		
3 学期	2新入学児童学校見学、学校相談日（7日） 児童支援委員会（14日） 学級懇談会（15日、16日）	・異年齢交流を通した好ましい人間関係の育成						児童支援委員会		
	3大根中出張授業（下旬） 6年生を送る会（29日）	・中学校との接続、引継ぎ、不安解消 ・中学校教員による授業		・6年生を送る会に向けて（話し合い・当日の活動） ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成	6年生を送る会に向けて（企画・運営） ・児童の自主性を育む ・集団の中での好ましい人間関係の育成	学校生活アンケート実施		2学期間のいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し		
	学校生活アンケート実施（上旬） 6年中学校見学（中旬） 児童支援委員会（13日） 卒業式（19日） 修了式（25日）	・新生活への不安解消						いじめ対策委員会		
	年間を通した取組み	・体験学習・ふれあい教育の充実	・授業改善の取組み（わかる授業づくり）	・児童会を中心とした児童主体の取組み ・コミュニケーション能力の育成	・相談しやすい雰囲気づくり ・保護者への啓発	・事案認知時の速やかな対応		児童支援委員会		
	時期末定	・体験型校外学習の実施 ・幼小中一貫教育の推進	・それぞれの授業における取組み（道徳教育との関わり、キャリア教育、性教育、わかる授業、いのちの授業の展開等） ・授業研究の設定	・学級活動・学年集会等を使った取組み（クラス作り、コミュニケーションスキルの育成、いじめ防止の啓発授業、いじめ防止に向けた取り組み（スローガン作り、ポスター作り等）を考える等）	・児童会を中心としたいじめ防止に向けた取組みの展開（キャンペーン期間の設定、スローガン作り、ポスター作り等）	・いじめと判断された事案への対応検討、それに応じた速やかな対応		教務・学年・担任		